

令和4年3月3日 公布

天龍村規則 第1号

平岡駅前活性化複合施設設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、平岡駅前活性化複合施設設置及び管理条例（令和4年天龍村条例第号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用申請)

第2条 条例第8条第1項の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、ふれあいスペース等利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

(利用許可)

第3条 指定管理者は、ふれあいスペース及び交流スペースの利用を許可したときは、ふれあいスペース等利用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(利用の変更及び取消)

第4条 施設の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が利用の変更又は取消をしようとするときは、直ちにふれあいスペース等利用許可変更（取消）申請書（様式第3号）に利用許可書を添えて指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請があった場合において、利用について支障がないと認めたときは、ふれあいスペース等利用許可変更（取消）許可書（様式第4号）を交付するものとする。

(利用料金の減免)

第5条 条例第15条の規定により指定管理者が利用料金を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 村又は村の機関が使用するとき 全額

(2) 指定管理者が村長の承認を受けて、特別の理由があると認めるとき 指定管理者が定める額

2 前項の場合において、減額後の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 利用料金の減免を受けようとする者は、利用申請の際、ふれあいスペース等利用料金減免申請書（様式第5号）を指定管理者に提出しなければならない。

4 指定管理者は、前項の申請に基づき利用料金の減免を認めたときは、ふれあいスペース等利用料金減免決定通知書（様式第6号）を利用者に交付するものとする。

(利用料金の還付)

第6条 指定管理者が利用料金を還付することができる場合及びその額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 天災その他利用者の責めに帰さない理由により利用できないとき 全額
- (2) 指定管理者が村長の承認を受けて、特に必要と認めたとき その都度指定管理者が定める額

(制限行為等)

第7条 利用者は、施設内において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 法令または公序良俗に反すること。
- (2) 凶器、爆発物その他危険物又はその他秩序を乱すおそれがある物品を持ち込むこと。
- (3) 他人に迷惑となる騒音又は大声の発生、暴力その他の行為をすること。
- (4) 施設の附属設備及び備品等を損傷し、又は汚損すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が別に定める行為

(入場の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号の一に該当する者に対して、施設への入場を拒否し、又は施設からの退去を命ずることができる。

- (1) 感染症の疾病にかかっていると認められる者
- (2) 騒音を発生し、暴力を用いる等他人に迷惑をかける行為をする者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある物品又は動物類を携行する者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理運営上支障があると認める者

(損害の責任)

第9条 利用者は施設及び附属設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、施設等損傷(滅失)届出書(様式第7号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の損害に対する賠償額は、その都度指定管理者が村長の承認を受けて定めるものとする。

3 利用者が、天災その他使用者の責めに帰さない理由により、施設及び附属設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、指定管理者は村長の承認を受けて損害賠償の全部又は一部を免除することができる。

(立入検査)

第10条 村長は施設の管理上必要があると認めたときは、村長が指定した者に使用中の施設の立入検査を行わせることができる。この場合において、利用者は当該立入検査を拒むこ

とができない。

(その他)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。